




(1) 寄附金控除の見直し (平成23年分から適用)

	認定NPO法人に対する寄附控除	所得税の所得控除 (40%を限度) + 個人住民税の税額控除 (最大10%)	税額控除 (40%)又は所得税の所得控除 (40%を限度) + 個人住民税の税額控除 (最大10%)
	認定NPO法人以外に対する寄附控除	特定公益増進法人等について所得控除	左記に加え、 <u>一定の要件を満たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人は、税額控除</u>


(2) 認定要件の見直し (新たな認定制度が施行されるまでの間の対応) (注1)

	PST (パブリック・サポート・テスト) 要件	総収入に占める寄附金等の割合が5分の1以上 (暫定措置)	5分の1以上 (恒久化) 又は年3,000円以上の寄附者年平均100人以上
	自治体による法人の指定の仕組み	なし	自治体が条例で個別に指定した、域内に事務所のある法人については、PST要件等を免除

(3) 新たな認定制度 (内容について、内閣府が地方団体と協議し、その協議を整えた上で所要の法整備が行われることを目指す) (注2)



	認定機関	国税庁が認定	NPO法人を認証した地方団体が認定 (注3)
	法人のスタートアップの支援の仕組み	なし	仮認定制度 (設立5年以内の法人が1度だけ利用可。PST要件以外を満たせば、3年間寄附金控除の対象) を導入
	みなし寄附	20%まで損金算入	社会福祉法人等並みの監督規定等が整備される場合には、50%又は200万円まで損金算入

(4) 地域において活動するNPO法人等の支援 (個人住民税) (平成23年中の寄附金から対象)

	寄附対象団体の拡大	認定NPO法人に対する寄附金の中から都道府県・市区町村が条例で指定	認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金についても、都道府県・市区町村が個別に条例で指定可能に
	地方団体によるNPO支援 (ふるさと寄附金の活用)	特定のNPO法人等への助成を希望した地方団体に対する寄附金の取扱いが不明確	取扱いを明確化 (原則としてふるさと寄附金に該当することとする)
	控除対象寄附金の適用下限額の引下げ	5,000円	2,000円に引下げ

(注1) 上記に掲げる措置のほか、適切な税制上の事後的是正を確保する観点から、認定NPO法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には取戻し課税を行う。
 (注2) 上記に掲げる措置のほか、新たな認定制度に基づき認定されたNPO法人(「仮認定」を含む。)の適正な運営を確保する観点から、監督規定の整備等を行う。
 (注3) 併せて、2以上の都道府県に事務所を設置する法人の認証事務を内閣府から主たる事務所の所在する都道府県に移管する。

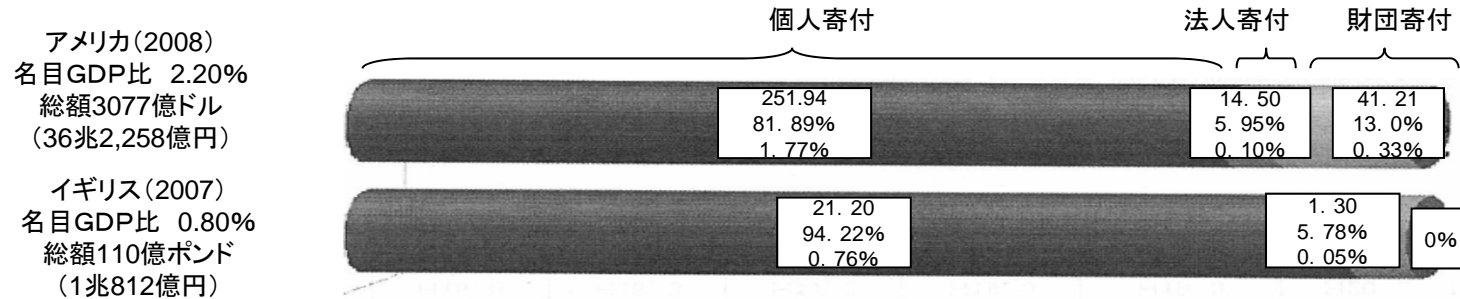
(1) 寄附金控除の見直し(平成23年分から適用)

	認定NPO法人に対する寄附控除	所得税の所得控除(40%を限度) + 個人住民税の税額控除(最大10%)		税額控除(40%)又は所得税の所得控除(40%を限度) + 個人住民税の税額控除(最大10%)
	認定NPO法人以外に対する寄附控除	特定公益増進法人等について所得控除		左記に加え、 <u>一定の要件を満たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人は、税額控除</u>

背景

日本の個人寄附はGDP比0.02%、約1,000億円(2009年)に留まるなど、寄附文化が育っていない。

(参考) 非営利団体に対する寄附支援額(単位:10億ドル)、寄附支出比率、対名目GDP比





出所: AAFRC Giving USA 2009, NCVO UK Voluntary Sector Almanac 2008 に基づき阪大山内直人教授が作成。

期待される効果

- 認定NPO法人に対する寄附について、小口の寄附にも減税効果が大いと言われる税額控除の仕組みが新たに導入される
- 認定要件の見直しにより、NPO法人(41,171法人:平成22年10月末現在)のうち、税額控除の対象となる認定NPO法人(188法人:平成22年12月1日現在)の増加が見込まれる
- 公益社団法人及び公益財団法人(298法人)、学校法人(1,229法人)、社会福祉法人(18,625法人)、更生保護法人(164法人)[平成22年4月1日現在]のうち一定の要件を満たしたのものについても、税額控除の対象となる

ことで、草の根の寄附が促進される。

(2) 認定要件の見直し (新たな認定制度が施行されるまでの間の対応)

	PST (パブリック・サポート・テスト) 要件	総収入に占める寄附金等の割合が5分の1以上 (暫定措置)		5分の1以上 (恒久化) 又は年3,000円以上の寄附者年平均100人以上
	自治体による法人の指定の仕組み	なし		自治体が条例で個別に指定した、域内に事務所のある法人については、PST要件等を免除

背景

NPO法人が税制優遇を受ける要件の一つとして「市民からの支援度合 (パブリック・サポート・テスト)」を採用しているが、現状は、「わかりにくい」、「事業収入の多いNPO法人にはクリアしにくい」等の指摘もあり、認定NPO法人数は188法人に留まっている (平成22年12月1日現在)。

(参考) パブリック・サポート・テスト (PST)

$$\frac{\text{寄附金、助成金、国の補助金等}^{\text{注1}}、\text{会費}^{\text{注2}}}{\text{総収入金額 (寄附金、国の補助金等、会費、事業収入等)}} \geq \frac{1}{5}$$


(注1) 法人の選択で、分母・分子に含めないことができる。

(注2) 寄附金の性質を有する会費及び一定の要件を満たす社員の会費

期待される効果

- パブリック・サポート・テストの要件に、年3,000円以上の寄附者年平均100人以上という絶対値基準が導入 (選択制) されることにより、NPO法人にとってわかりやすい基準が確立されるとともに、事業型NPO法人の認定が増加することが見込まれるなど、税制優遇を受けるNPO法人の増加が期待される。
- パブリック・サポート・テストの要件はこれまで全国一律であったが、条例によってパブリック・サポート・テストの要件等を免除することができるようになり、地域における固有の事情を反映した、地域主導の寄附税制の仕組みができる。

(3) 新たな認定制度（内容について、内閣府が地方団体と協議し、その協議を整えた上で所要の法整備が行われることを目指す）

	認定機関	国税庁が認定	NPO法人を認証した地方団体が認定
	法人のスタートアップの支援の仕組み	なし	<u>仮認定制度（設立5年以内の法人が1度だけ利用可。PST要件以外を満たせば、3年間寄附金控除の対象）を導入</u>
	みなし寄附	20%まで損金算入	<u>社会福祉法人等並みの監督規定等が整備される場合には、50%又は200万円まで損金算入</u>


背景

- 地域主権の理念の下、NPO法人の認証や認定の主体を、その活動内容をより身近で、的確に把握することができる地方団体等とすべきとの意見がある。
- NPO法人のスタートアップ時点では、寄附を集めることが難しく、事業を発展させることが困難であるとの意見がある。

期待される効果

- これまで国税庁で行ってきた認定事務をNPO法人を認証した地方団体に移管する。これと併せて、2以上の都道府県に事務所を設置する法人の認証事務を内閣府から主たる事務所の所在する都道府県に移管することで、地域のことは地域に住む住民が自ら決めることができる。
- 設立後5年以内のNPO法人についても、仮認定制度を活用することで、寄附税制の優遇を受けられ、事業も円滑化し、本認定への移行努力もしやすくなる。

(4) 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）（平成23年中の寄附金から対象）

	寄附対象団体の拡大	認定NPO法人に対する寄附金の中から 都道府県・市区町村が条例で指定	認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金につ いても、都道府県・市区町村が個別に条例で指定 可能に
	地方団体によるNPO支援 (ふるさと寄附金の活用)	特定のNPO法人等への助成を希望した 地方団体に対する寄附金の取扱いが不明確	取扱いを明確化（原則としてふるさと寄附金に該 当することとする）
	控除対象寄附金の適用下 限額の引下げ	5,000円	2,000円に引下げ

背景

地域独自の寄附の仕組みや、地域において活動するNPO法人等の支援がなかなか進まない。

期待される効果

- これまでは国の指定したNPO法人の範囲の中でしか個人住民税を税額控除できなかったが、地方団体が条例で個別に指定することで税額控除の対象とする
- 地方団体に対して寄附をし、特定のNPO法人等を助成する場合、原則として「ふるさと寄附金」として扱い、2,000円を超える全額が個人住民税と所得税から控除される
- 控除対象寄附金の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる

ことで、地域レベルでの寄附文化が醸成され、地域のNPO法人等への支援が大きく進展する。